

岡谷市カーボンマネジメント支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の基幹産業である製造業が行う自社から排出する温室効果ガス排出量の把握及び削減に向けた設備投資等を支援し、本市のカーボンニュートラルを強力に推進するため、当該設備投資等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社、主たる工場又は研究所等の施設を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類「製造業」を主たる事業として営むものをいう。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、県又は民間事業者が行う省エネ診断を受けたもの
- (2) 長野県に事業活動温暖化対策計画を提出しているもの。ただし、当該計画の計画期間が令和5年度以降も含まれているものに限る。
- (3) 本事業に取り組むに当たり、事業活動温暖化対策計画を作成するもの
- (4) 自社が排出する温室効果ガスの排出量を把握しているもの又は本事業により把握しようとするもの
- (5) 長野県SDGs推進企業登録制度に登録しているもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業所の温室効果ガス排出量の把握及び再エネ・省エネ・電化により温室効果ガスの排出量の削減に寄与する次に掲げる事業とする。

- (1) 省エネ診断及び診断後の追加サポートの受診事業
- (2) 自社の温室効果ガス排出量の把握事業
- (3) 自社の温室効果ガス排出量の削減事業
- (4) 再生可能エネルギーの活用又は活用の拡大（エネルギーの全量を自ら消費するためのものに限る。）に向けた再生可能エネルギー発電設備（附属設備含む。）の新設又

は増設事業。ただし、設備の更新は対象外とする。

(5) L E D照明設備への切替事業（工事費を伴う事業に限る。）

(6) 空調・換気設備、冷凍・冷蔵設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備その他製造業の事業活動に必要な設備等の更新事業

(7) 工場内で利用する車両の更新事業（既存車両を電動又は燃料電池車両に更新するものに限る。）

(8) その他市長が特に必要と認めた事業

2 前項各号の事業は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の本社、主たる工場又は研究所等で実施するものであること。

(2) 設備は、未使用品であること。

(3) リース又はレンタル契約によるものでないこと。

(4) 国又は県から補助金の交付を受けたもの又は受ける予定のものでないこと。

(5) 設備更新を伴う事業にあつては、更新後の設備等が更新前の設備等に対して温室効果ガスの排出量が1年当たり1%以上（3年間で3%以上）削減される見込みがあるものであること。

(6) 申請した年度内に完了するものであること。

(7) 前6号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものであること。

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	限度額
前条第1項各号に掲げる事業の実施に要する経費のうち、設備機器の設置等に係る次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。 (1) 購入費 (2) 運搬費 (3) 据付工事費 (4) 設計費 (5) 委託料	補助対象経費の2分の1以内とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	1企業につき100万円を限度とする。

(6) システム導入費		
(7) クラウド利用料		
(8) 技術指導の受入れに要する経費		
(9) その他事業遂行のために市長が必要と認める経費		

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 岡谷市カーボンマネジメント支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 岡谷市カーボンマネジメント支援事業補助金事業計画書（様式第2号）及び附属資料
- (3) 補助対象経費に係る見積書及び補助対象設備に係るカタログ等の写し
- (4) 設備等を設置する場所（既存の設備の状況を含む。）の現況写真
- (5) 法人にあっては、定款及び直近の決算書の写し（法人以外の者にあっては、これらに相当する書類）
- (6) 市税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 次条の規定により交付決定を受けた者は、翌年度以降にこの要綱による補助金の交付申請を行うことはできないものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の書類の提出があったときは、内容を確認し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、岡谷市カーボンマネジメント支援事業補助金交付決定書（様式第3号）により通知する。

(事業の中止等)

第7条 補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を得るものとする。

2 前項の規定による報告は、岡谷市カーボンマネジメント支援事業補助金中止等承認申請書（様式第4号）により行うものとする。

(実績報告)

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、岡

岡谷市カーボンマネジメント支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付確定）

第 9 条 市長は、前条の実績報告書等の書類の提出を受けたときは、当該実績報告に係る書類等を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、岡谷市カーボンマネジメント支援事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 10 条 市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請又は不正の手段により交付決定を受けたとき。
- （2）第 7 条の規定により補助事業の中止又は廃止をしたとき。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金がある場合において、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。